

長門市及び山陽小野田市内の一部の建築物について、 令和元年6月25日から申請窓口が変更になります。

令和元年6月 山口県土木建築部建築指導課

平成30年改正建築基準法の施行により、法第6条第1項第一号に係る建築物の対象規模が変更となり、令和元年6月25日から、長門市及び山陽小野田市内の以下の用途・規模の建築物について、申請窓口が県宇部土木建築事務所から市になります。

1 申請窓口が変更になる用途・規模

建築基準法別表第一（い）欄に掲げる用途*に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの（ただし、同法第6条第1項第四号に規定する区域内の建築物に限る。）

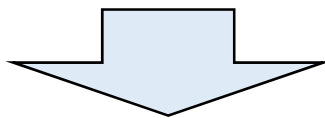
* 例：集会場、共同住宅、学校、飲食店、物販店舗、倉庫、自動車車庫 等

2 関係する主な申請書類

- (1) 建築基準法に関する申請及び届出（確認申請、建築工事届、建築物除却届 等）
- (2) 建設リサイクル法に関する届出（解体工事届 等）
- (3) 長期優良住宅普及促進法に関する認定申請
- (4) 都市低炭素化促進法に関する認定申請
- (5) 山口県福祉のまちづくり条例に関する届出

※特例許可に係る建築物の申請は、引き続き宇部土木建築事務所美祢支所が窓口

上記の用途・規模の建築物に係る申請等の窓口は、宇部土木建築事務所建築住宅課から次の窓口になります。



長門市内の建築物	山陽小野田市内の建築物
長門市役所 建設部建築住宅課建築係 TEL 0837-23-1149	山陽小野田市役所 建設部都市計画課建築指導室 TEL 0836-82-1215

【本件に係る問い合わせ先】

宇部土木建築事務所美祢支所 建築住宅課 TEL 0837-52-1660
山口県土木建築部建築指導課 審査班 TEL 083-933-3839